

平成 25 年 11 月 25 日

東日本大震災被災者に係る医療費の一部負担金等の免除措置の継続について

市では、現在、東日本大震災被災者（原発事故避難指示等対象地域の被災者を除く。）に対して、国民健康保険の医療費の一部負担金、介護保険の介護サービス費用の利用者負担及び障害福祉サービスの利用者負担について、県の助成制度を活用しながら、平成 25 年 12 月まで免除措置を設けている。

今般、9 月県議会において、県知事より、県の助成制度を平成 26 年 12 月まで継続する方針が示されたことから、市としても、免除措置を平成 26 年 12 月まで継続する方向で対応することとした。

なお、原発事故避難指示等対象地域の被災者に対しては、別に、免除措置を設けている。

1 国民健康保険の医療費の一部負担金に係る免除措置

(1) 免除の対象としている人数（平成 25 年 10 月末現在／資格喪失者を除く。）

446 人

(2) 免除の実績金額（平成 25 年 4～8 月受診分）

15,430,587 円

2 介護保険の介護サービス費用の利用者負担に係る免除措置

(1) 免除の対象としている人数（平成 25 年 10 月末現在／資格喪失者を除く。）

98 人

(2) 免除の実績金額（平成 25 年 4～8 月利用分）

6,446,810 円

3 障害福祉サービスの利用者負担に係る免除措置

(1) 免除の対象としている人数（平成 25 年 10 月末現在／資格喪失者を除く。）

2 人

(2) 免除の実績金額（平成 25 年 4～8 月利用分）

11,369 円

4 その他

東日本大震災被災者に係る後期高齢者医療制度の医療費の一部負担金について、岩手県後期高齢者医療広域連合では、市と同様に平成 26 年 12 月まで免除措置を継続することで準備を進めている。